

モニタリング結果報告書

平成21年8月

モニタリングの対象となる施策目標	医薬品の適正使用を推進すること
------------------	-----------------

1. 政策体系上の位置付け

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	6	品質・有効性・安全性の高い医薬品・医療機器を国民が適切に利用できるようにすること
施策目標	6-3	医薬品の適正使用を推進すること
個別目標1		薬局機能を強化し、医薬分業を推進するとともに医薬品の適正使用の普及啓発を推進すること
個別目標2		薬剤師研修を充実すること
(評価対象事務事業) ・指導薬剤師養成事業		
施策の概要(目的・根拠法令等)		
1. 目的等 医薬分業の推進や薬剤師研修の充実、医薬品の適正使用のための情報提供体制の強化により、医薬品を適正に使用することができるようにすること。(医薬分業については別添1参照)		
2. 根拠法令等 ○薬事法(昭和35年法律第145号) ○医療法(昭和23年法律第205号)		
主管部局・課室	医薬食品局総務課	
関係部局・課室		

2. 施策目標に係る指標等

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期) ※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	医薬分業率(全国・地域別)(単位:%) (前年度以上/毎年度)	53.8 【104.3%】	54.1 【100.6%】	55.8 【103.1%】	57.2 【102.5%】	集計中
2	研修・講習等受講者数(延べ)(単位:人) (前年度以上/毎年度)	63	7,877 【12,503%】	31,779 【403.4%】	58,817 【185.1%】	67,497 【114.8%】
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、社団法人日本薬剤師会調べによる(平成20年度の数値は現在集計中であり、平成21年9月頃に公表予定)。なお、数値は全国平均であり、地域別については別添2参照。 【参考】社団法人日本薬剤師会ホームページ http://www.nichiyaku.or.jp/						
・指標2は、財団法人日本薬剤師研修センター及び社団法人日本病院薬剤師会調べによる。数値は、薬剤師実務研修(平成9年度~平成18年度)、認定実務実習指導薬剤						

師養成研修（平成17年度～）、4年制卒薬剤師研修（平成19年度～）及びがん専門薬剤師研修（平成18年度～）の合算である。

1. 個別目標に係る指標等

個別目標1						
薬局機能を強化し、医薬分業を推進するとともに医薬品の適正使用の普及啓発を推進すること						
個別目標に係る指標						
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)						
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)						
		H16	H17	H18	H19	H20
1	医薬分業率(全国・地域別)(単位:%) (前年度以上/毎年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。	53.8 【104.3%】	54.1 【100.6%】	55.8 【103.1%】	57.2 【102.5%】	集計中
(調査名・資料出所、備考)						
・指標1は、社団法人日本薬剤師会調べによる(平成20年度の数値は現在集計中であり、平成21年9月頃に公表予定)。なお、数値は全国平均であり、地域別については別添2参照。						
【参考】社団法人日本薬剤師会ホームページ http://www.nichiyaku.or.jp/						

個別目標2					
薬剤師研修を充実すること					
個別目標に係る指標					
アウトカム指標 (達成水準/達成時期)					
※【 】内は、目標達成率(実績値/達成水準)					
	H16	H17	H18	H19	H20
1 研修・講習等受講者数(延べ)(単位:人) (前年度以上/毎年度) ※施策目標にかかる指標2と同じ。	63	7,877 [12,503%]	31,779 [403.4%]	58,817 [185.1%]	67,497 [114.8%]
(調査名・資料出所、備考) ・指標1は、財団法人日本薬剤師研修センター及び社団法人日本病院薬剤師会調べによる。数値は、薬剤師実務研修(平成9年度～平成18年度)、認定実務実習指導薬剤師養成研修(平成17年度～)、4年制卒薬剤師研修(平成19年度～)及びがん専門薬剤師研修(平成18年度～)の合算である。					
個別目標を達成するための事務事業(評価対象事務事業)の評価					
事務事業名	指導薬剤師養成事業				
平成20年度 予算額等	69百万円(補助割合:[国10/10][/][/]) 一般会計、年金特会、労働保険特会、その他()				
平成20年度 決算額	69百万円				
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、 公益法人 その他()				
事業の概要・必要性(事業の目的、対象、事業内容、事業の必要性等)					
薬学教育6年制課程における実務実習の開始に向けて、実習受入施設となる薬局・病院において実習生の指導に当たる指導薬剤師を養成するための研修を実施する。					
政府決定・重要施策との関連性					
国会における決議等の状況					
○薬剤師法案に対する附帯決議 (平成16年5月13日参議院厚生労働委員会)(抄) 一 医療の担い手にふさわしい質の高い薬剤師を養成するという今回の法改正の趣旨にかんがみ、薬学教育における実務実習の充実を図るため、病院、薬局等における受入体制を確保するとともに、実務実習の指導に当たる薬剤師を早急に養成すること。					
○薬剤師法案に対する附帯決議 (平成16年6月11日衆議院厚生労働委員会)(抄) 一 六年制の薬学教育における長期実務実習の充実を図るため、病院、薬局等における実習受入施設における受入体制を確保するとともに、実務実習の指導に当たる十分な資質を備えた指導薬剤師を早急に養成すること。					
事業(予算)実績等	H16	H17	H18	H19	H20
予算推移(補正後) (百万円)	—	31	41	68	69
予算上事業数等 認定実務実習指導薬剤師数 (人)	—	—	—	—	10,000 (累計)
事業実績数等 認定実務実習指導薬剤師数 (人) ※平成20年度から認定申請の受付を開始している。	—	—	—	—	6,502
実施状況の評価と今後の課題(改善点については期限を示す。)					
認定実務実習指導薬剤師になるためには、一定の要件を満たした薬剤師が、ワークシ					

ヨブ形式と講習会形式（5つの講座）からなる研修を修了する必要がある。
平成20年度までに認定実務実習指導薬剤師を10,000人養成することを目標として、本事業を実施してきたところ、実際に認定された薬剤師数は6,502人であるが、平成20年度修了時点において、ワークショップ形式の研修の修了者数は13,884名、講習会形式の研修の修了者数は5つの講座日程のそれぞれにつき15,000名以上に上る。
このため、平成21年度には、10,000人を上回ることは確実であり、十分な数を確保したと考えられるため、本事業は、平成21年度で終了することとする。
今後の課題は、卒後研修の質の向上を図ることであり、6年制教育における質の高い実務実習及び目標設定・到達度確認の仕組みを取り込んだ卒後研修の実施に必要な指導者の養成を行う。